

## 外国人労働者の届出義務と育成就労制度

### 1. 雇用される外国人の増加

令和7年10月末時点として厚生労働省が事業主の届をまとめた数値では、外国人労働者数は約257万人、外国人を雇用する事業所は約37万所と、過去最多になっています。

### 2. 外国人雇用状況の届出義務

労働施策総合推進法により、外国人の雇入れ及び離職の際には、全ての事業主がハローワークに外国人雇用状況を届出なければなりません。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)で、届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となります。

令和8年1月閣議決定の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、今後、外国人雇用状況の届出義務を徹底させる方針とのことで、指針の改正も予定されています。外国人を雇用する事業所においては、手続きの漏れがないかをご確認ください。

外国人が雇用保険被保険者であれば、この届は雇用保険の手続きと一緒にできますので、届出がお済みの場合が多いと思われます。

他方、雇用保険被保険者でなければ、別に届出様式(第3号様式)にて翌月末日までに届け出る必要があります。この場合には、インターネットの「厚生労働省外国人雇用状況届出システム」からも行うことができます。

### 3. 在留資格の確認と上限管理の必要性

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内で、

日本での就労活動が認められています。事業主が不法就労助長罪に問われることもあるため、外国人の方を労働者として雇用する際には、「在留カード」等により就労が認められるかどうかを慎重に確認する必要があります。

出入国在留管理庁が無料配布している「在留カード等読取アプリ」では、ICチップ内の情報を読み込んで提示された在留カードの記載内容と見比べ、偽変造の有無を確認することができます。さらにアプリに連動した「在留カード等番号失効情報照会」では失効していないかどうかの確認ができます。(単体でも可)

なお、資格外活動許可(「留学」「家族滞在」)での労働時間については週28時間以内、「留学」の方で教育機関の長期休業期間中は1日8時間かつ週40時間以内と決められており、いずれも資格外活動許可書などを確認のうえ、超えないよう管理することが必要です。

### 4. 育成就労制度の開始(令和9年4月)

技能実習制度に代わるこの制度では、基本となる3年間の就労を経て、技能水準の高い在留資格である「特定技能」へ移行(育成)することを目的とし、それにより長期就労を目指すというものです。技能実習制度との大きな違いとしては、一定の要件下で本人希望の転籍が可能になることがあげられます。

監理支援機関の許可(令和8年4月15日～)、育成就労計画の認定に係る施行日前申請受付(同年9月1日～)が予定されています。

お知らせ)令和8年4月1日以後、通勤手当・食事の現物支給・夜食代の非課税限度額が変更される税制改正がありました。ご確認ください。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載はFacebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1ビル 7階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX03-3369-2711